

改正再エネ特措法施行による固定価格買取制度の変更について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、FIT 法）の改正法が平成 29 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が一部変更となります。制度の主な変更点について、以下の通りお知らせいたします。

買取主体の変更

✓ 買取義務者が、小売電気事業者から送配電事業者に変更となります。

- 平成 29 年 4 月以降に特定契約（買取契約）を締結する場合、一般送配電事業者としての関西電力が再エネ電気の買い取りを行いません（以下、送配電買取）。
- 平成 29 年 3 月 31 日までに関西電力と特定契約を締結している場合は、4 月以降も引き続き小売電気事業者としての関西電力が再エネ電気の買い取りを行いません（小売買取）。

※ ご契約内容に変更等がなければ、制度変更による当社への手続きは必要ありません。

✓ 送配電買取用の買取要綱を制定します。

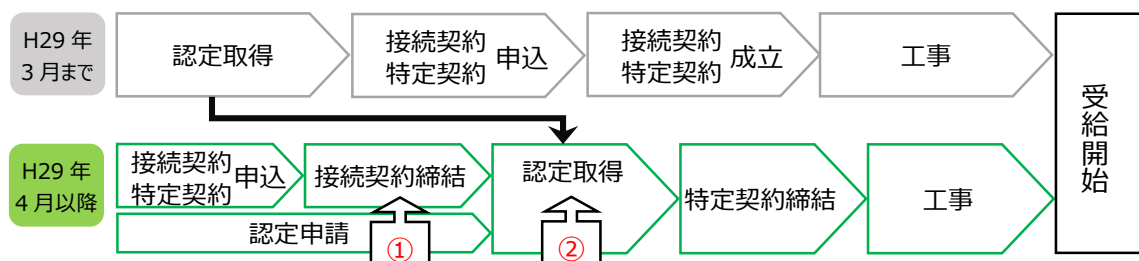
- 一般送配電事業者が再エネ電気の買取を行なうにあたっては、平等・公平の条件で行なうことが求められるため、全国の一般送配電事業者共通の買取要綱を制定しました。買取要綱は[こちら](#)からご覧ください。

※ 一般送配電事業者が買い取ることができる電気は、認定に基づく受給開始後の再エネ電気のみとなるため、試運転期間中の再エネ電気や湿燃バイオマス発電設備で発電した非再エネ電気は買い取りません。

認定制度の見直し

✓ 「設備認定」から「事業計画認定」に変更となります。

✓ 認定制度の変更に伴い、ご契約手続きが変更となります。



- ① 制度の変更後、認定を取得するためには、接続契約を事前に締結する必要があります。

ただし、接続契約締結前でも認定の申請が可能ですので、接続契約・特定契約申込みと並行して認定を申請されることをおすすめします。

- ② 買取単価の決定時期は、電源種別にかかわらず、「認定を取得した日（認定日）」となります。

運転開始期限の設定

✓ 太陽光発電設備について、運転開始期限が設定されます。

- ・ 接続契約を平成 28 年 8 月 1 日以降に締結したものが対象となります。
- ・ 認定日を起算日として、以下の運転開始期限までに運転開始しない場合、以下の措置が取られます。

対象設備	運転開始期限	期限を超過した場合の措置
太陽光 10 kW 以上	3 年	買取期間の短縮
太陽光 10 kW 未満	1 年	認定の失効

※ 認定日が平成 29 年 3 月 31 日以前の場合、平成 29 年 4 月 1 日が運転開始期限の起算日となります。
ただし、認定日が平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の場合で、接続契約の締結が平成 29 年 4 月 1 日以降の場合、接続契約日が運転開始期限の起算日となります。

F I T 法の改正内容の詳細については、[資源エネルギー庁のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」](#)をご覧ください。